

○國學院大學大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する内規

平成24年1月18日

(目的)

第1条 この内規は、國學院大學大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程（以下「規程」という。）第2条に基づき、大学院私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業料減免の運用について定める。

(授業料減免の適用対象)

第2条 授業料減免は、在留資格「留学」を有し、経済的理由で就学が困難な留学生を対象とする。

2 次の各号の一に該当する場合は、授業料減免の対象としない。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 外国政府からの派遣留学生
- (3) 学業継続の意思がないと認められる者

(適用期間)

第3条 授業料減免の適用期間は、博士課程前期の在学生については標準修業年限の2年間とし、博士課程後期の在学生については標準修業年限の3年間を限度とする。なお、当該期間には休学期間を含むものとする。

(申請手続)

第4条 授業料減免を希望する留学生は、次の各号の書類を、毎年度大学院委員長に提出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の申請書
- (2) 住民票
- (3) 本学在学に係る経費支弁に関する証明書類
- (4) 資格外活動に従事している場合は、法務省入国管理局が発行する資格外活動許可書の写し

(選考)

第5条 授業料減免対象者の選考は、大学院幹事会で行い、必要に応じて面接を実施することができる。

(決定)

第6条 授業料減免対象者は、大学院幹事会の選考結果に基づき、大学院委員長が決定する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 規程附則（平成24年1月18日）2にかかわらず、第4条に定める関係書類の提出については、平成23年度以前に入学した留学生についても、適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。